

被保険者への送付物等

1 国民年金保険料関係		1
2 付加保険料関係		10
3 後納制度関係		17
4 免除・納付猶予関係		26
5 追納関係		39

※ 送付物等をすべて網羅しているわけではなく、代表的なもののみ。

1 国民年金保険料関係

- 1-① 国民年金保険料納付案内書 … P2
- 1-② 国民年金保険料領収済通知書(納付書) … P3
- ・ 1年前納
 - ・ 6ヶ月前納(上期・下期)
 - ・ 各月分
- 1-③ 国民年金保険料口座振替納付申出書 … P7
- 1-④ 国民年金保険料 納付のご案内(リーフレット) … P8

※ 毎年4月に国民年金加入者(口座振替、クレジット払い利用者を除く。)に送付される納付書及び同封物。

(表面)

(裏面)

$$2(1-\textcircled{1})$$

(表面)

(裏面)

3(1-②)

(表面)

(裏面)

4(1-②)

(表面)

(裏面)

5(1-②)

(表面)

(裏面)

納付期限までに納めてください

納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。

納付期限までに保険料を納めないと、**障害基礎年金や遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。**

納付期限と使用期限について

- 「納付期限」と表示のある納付書の場合
納付期限を経過した中でも、納付期限から2年間は
この納付書で保険料を納めることができます。
- 「使用期限」と表示のある納付書の場合
使用期限を経過すると、この納付書で納付することは
できません。
- 使用期限を経過していても、前納用納付書については、
年度内で前納できる期間がある場合には、新たな納付書
を発行できます。

また、追納を希望する対象月から10年を経過していない
追納保険料については、新たな納付書を発行できます。

詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆**すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違ひによってのご了承ください。**

国民年金保険料口座振替納付申出書

(表面)
4.334インチ
(110.0 mm)

届書コード 届書
6541 X X X X X 年金事務所長 あて

国民年金保険料口座振替納付申出書 (年金事務所用)

国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので申し込みます。 X X 年 月 日

① 基礎年金番号	② 生年月日	③ 電話番号種別	④ 電話番号
9999-999999	X X Z9 年 Z9 月 Z9 日	1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	
氏名		住所	
X X X X X X X X X X X X X X X X (印)		X X X X X X X X X X X X X X X X	
金融機関名		⑥ 預金種別	⑦ 口座番号
銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 漁協		1 普通 2 当座	
支店	支店コード		
種目コード	契約種別コード	⑧ 通帳記号	⑨ 通帳番号 (右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1		0 -	
フリガナ	住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)		
⑩ 口座名義人氏名	送信		

- ※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
- ※ 通常お申し込み1〜2ヵ月後に口座振替が開始されます。「国民年金保険料の口座振替開始(変更)のお知らせ」で通知します。ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
- ※ 口座振替による6ヵ月前納(平成27年4月〜平成27年9月分)、1年前納(平成27年4月〜平成28年3月分)、2年前納(平成27年4月〜平成29年3月分)につきましては、平成27年2月末までお申し込みを終了しています。

金融機関等使用欄
不備返却理由
1. 記載事項等不備
☐ 届出印
☐ 店名・預金種別
☐ 口座番号
☐ 口座名義
☐ 口座なし
2. その他
()
確認印

銀行等使用欄
印刷 照合 受付

国民年金保険料口座振替依頼書 (金融機関・ゆうちょ銀行用)

国民年金保険料を口座振替により納付したいので、裏面の X X 年 月 日 太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し出ください。

基礎年金番号	生年月日	電話番号
9999-999999	X X Z9 年 Z9 月 Z9 日	
氏名		住所
X X X X X X X X X X X X X X X X (印)		X X X X X X X X X X X X X X X X
金融機関名		預金種別
銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 漁協		1 普通 2 当座
支店	支店コード	
種目コード	契約種別コード	⑧ 通帳記号
1 6 6 3 2 1		0 -
フリガナ	住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)	
⑩ 口座名義人氏名	(届出印)	

- ※ 振替方法の説明
① 6ヵ月前納「1年前納」「2年前納」については、申込み期日に間に合わなかった場合、次の前納振替月までは「翌月末振替」になる場合があります。
② 6ヵ月前納「1年前納」「2年前納」については、原則として、初回の振替は毎月分もあわせて振替します。
③ 6ヵ月前納「1年前納」「2年前納」については、振替月に返済不足等で振替できなかった場合、次の前納振替月までは「翌月末振替」として振替します。

(裏面)
110.0 mm

国民年金の保険料納付は口座振替が便利でお得です。

- **納め忘れがなく確実です。**
保険料はお客様の預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく確実です。
※ 保険料を納め忘れると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- **手続きは簡単・無料です。**
口座振替納付申出書は、年金事務所や金融機関等の窓口にご提出ください。
また、申し込み手続きや引き落としは一切手数料はかかりません。
- **手間と時間が省けます。**
混雑しがちな窓口にも毎月訪れる手間と時間が省けますので、とても便利です。
- **保険料が割引されます。**
口座振替により、まとめて納めたり(前納)、当月末引き落とし(早割)にすると、保険料が割引されお得です。

< 国民年金保険料口座振替に関する約定 >

- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としの上納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
- 振替日において納付書記載金額が預金口座から払戻しことのできる金額(当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、納付書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に預金口座振替辞退(取消)通知書により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

< 記入例 >

千代田 年金事務所長 あて

国民年金保険料口座振替納付申出書 (年金事務所用)

平成27年4月1日

① 基礎年金番号 ② 生年月日 ③ 電話番号種別 ④ 電話番号

0000-999999 昭和43年4月5日 1 自宅 03-9999-9999

氏名 住所

年金 太郎 千代田区霞が関1-2-2

金融機関等使用欄

1. 記載事項等不備
☐ 届出印
☐ 店名・預金種別
☐ 口座番号
☐ 口座名義
☐ 口座なし
2. その他 ()

確認印

銀行等使用欄
印刷 照合 受付

国民年金保険料口座振替依頼書 (金融機関・ゆうちょ銀行用)

平成27年4月1日

基礎年金番号 生年月日 電話番号

0000-999999 昭和43年4月5日 03-9999-9999

氏名 住所

年金 太郎 千代田区霞が関1-2-2

金融機関名 預金種別

銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 漁協 1 普通 2 当座

支店 支店コード

種目コード 契約種別コード ⑧ 通帳記号

1 6 6 3 2 1 0 -

フリガナ 住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)

⑩ 口座名義人氏名 (届出印)

- 「1 翌月末振替」……毎月末日に前月分の保険料が引き落とされます。(法定納付期限)
「2 6ヵ月前納」……毎年4月末に4月〜9月分、10月末に10月〜翌年3月分の保険料が引き落とされます。
「3 1年前納」……毎年4月末に4月〜翌年3月分の保険料が引き落とされます。
「4 当月末振替(早割)」……毎月末日に当月分の保険料が引き落とされます。
※ 保険料が割引されます。
※ 初回は前月分と当月分の2ヵ月分が引き落とされます。(割引は当月分からです)
「5 2年前納」……隔年4月末に4月〜翌々年3月分の保険料が引き落とされます。
※ 保険料の割引額は「2年前納」>「1年前納」>「6ヵ月前納」>「毎月納付(当月末振替)」となっています。(2年前納がもっともお得です)

金融機関への届出印を
鮮明に押してください。

記入事項を訂正する場合は、必ず訂正印(届出印)を
押印してください。

便利でお得な納付方法をご利用ください

口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。
さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

- 現在、口座振替を申出中の方にもこの納付書をお送りしていますので、ご了承ください。
- 口座振替申出の結果は後日通知しますが、その通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

＜平成 27 年度 国民年金保険料 納付額早見表（現金納付と口座振替の比較）＞

	1 カ月分		6 カ月分		1 年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	15,590 円	－	93,540 円	－	187,080 円	－
現金納付 （前納）	－	－	92,780 円	760 円	183,760 円	3,320 円
口座振替 （前納）	15,540 円	50 円 （早割）	92,480 円	1,060 円	183,160 円	3,920 円

* 「割引額」は、「毎月納付」した場合との差額を示しています。

2 年前納はさらにお得です！

- 2 年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ 2 年間で 14,800 円の割引（平成 26 年度）になります。
平成 27 年度の割引額は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

【申込方法】

同封の「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。

- 2 年度分の前納ができるのは、口座振替だけです。
- 口座振替による前納の申込期限は、以下のとおりです。
・「2 年前納」「1 年前納」「6 カ月前納の上期」……2 月末日（平成 27 年度振替分の受付は終了しています）
・「6 カ月前納の下期」……8 月末日
- 口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。

【注意事項】

- 申し込みから口座振替が開始されるまで、1～2 カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでの期間は、同封の納付書で納めてください。
- 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。
- 引き落とし日は、2 年前納と 1 年前納が 4 月末日、6 カ月前納が 4 月末日と 10 月末日です。
- 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

電子納付（Pay-easy）

同封の納付書を使用して Pay-easy（ペイジー）対応の A T M、インターネットバンキング等が利用できます。

Pay-easy のご利用については、金融機関にお問い合わせください。

クレジットカード納付

被保険者ご本人が事前に年金事務所へ申し込むことで、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。

【納付方法】（立替納付日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に立替納付されます）

- 毎月納付………当月分の保険料（15,590 円）が当月末に立替納付されます。割引はありません。
- 6 カ月前納………上期（4 月～9 月分）の保険料が 4 月末日、下期（10 月～翌年 3 月分）の保険料が 10 月末日に立替納付されます。保険料額は 92,780 円（割引額：760 円）です。
- 1 年前納………4 月～翌年 3 月分の保険料が 4 月末日に立替納付されます。保険料額は 183,760 円（割引額：3,320 円）です。

【注意事項】

- 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。
- 前納の申込期限は、1 年前納および 6 カ月前納の上期が 2 月末日、6 カ月前納の下期が 8 月末日です。

保険料の「免除制度」があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

- 現在、免除等を申請中の方にもこの納付書をお送りしていますので、ご了承ください。
- 申請の結果は後日通知しますが、結果通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。
- 学生の方は、①②の申請ができません。③の学生納付特例申請をご利用ください。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30 歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

過去 2 年までさかのぼって免除申請ができます

平成 26 年 4 月より、一定の将来期間のほか、過去 2 年（申請月の 2 年 1 カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納 付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 （学生納付特例）	未 納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる （注 2）	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の計算に…	含まれる	含まれる （注 1）	含まれる （注 1,2）	含まれない	含まれない

（注 1）保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合が以下のとおりとなります。（平成 21 年 4 月以降の免除期間）
●全額免除の場合…2 分の 1 ●4 分の 3 免除の場合…8 分の 5
●半額免除の場合…4 分の 3 ●4 分の 1 免除の場合…8 分の 7

（注 2）一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

申請窓口は、お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所です。

詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

2 付加保険料関係

○ 届出書

2-① 国民年金被保険者関係届書(付加保険料納付申出含む)・・・P11

※ 付加保険料を申出する際に使用する届出書

○ 平成26年3月以前の送付物等

2-② 「国民年金付加保険料申出受理通知書の送付」について・・・P14

※ 付加保険料申出後の通知書に同封される案内書

2-③ 領収済通知書(納付書)・・・P15

2-④ 国民年金付加年金制度のお知らせ・・・P16

※ 年金事務所及び市区町村においての制度説明用リーフレット
説明時に適宜使用される。

年金事務所用

国民年金被保険者関係届書（申出書）
（申請書）

事務センター長 所	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

基礎年金番号				生年月日				被保険者氏名(フリガナ)				性別	外国人	通称名(フリガナ)				記載のとおり届出(申出・申請)します。 平成 年 月 日 市区町村長 年金事務所長 〆 氏名 (届出人) 印 (死亡した方との関係) ()
				5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日								1.男 2.女	1.米国人 2.1以外					
郵便番号				住 所(フリガナ)								電話番号						
												1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他						

※該当するNo. に○をしてください。

No.	コード	届書内容	該当年月日	理由等		備考
1	200	資格取得届・申出	年 月 日	種別	取得理由	
2	206	種別変更届		1.1号 2.任意	0.学生 1.適用漏れ 2.20歳到達 3.2号からの移行 5.その他 10.中国残留邦人等 11.外国からの転入	
3	203	資格喪失届・申出	喪失理由	1.2号該当 2.任意加入対象者(国内) 3.その他 4.喪失申出 5.期間満了 6.死亡 10.中国残留邦人等非該当 11.外国への転出		
4	204	死亡届	住民票確認死亡日	平成 年 月 日		
5	222 1	氏名変更届	変更前の氏名			
6	211	住所変更届	変更前の住所	〒		
7	611	付加保険料	1.申出 2.辞退 3. 農年加入年月日 (年 月 日) 4. 農年喪失年月日 (年 月 日)			
8	621 2	免除理由消滅届	消滅理由 法第89条 1. 1号非該当 2. 2号非該当 3. 3号非該当 4. 1号・2号非該当 5. 1号・3号非該当 6. 2号・3号非該当 7. 1号・2号・3号非該当			
9	204	基礎年金番号重複取消届	基礎年金番号	他にお持ちの年金手帳の記号番号		
10	205	手帳記号番号登録届				
11	206 2	手帳再交付	再交付理由 1. 紛失 2. 破損(汚れ) 9. その他	交付の要否 0.交付要 1.再交付		
12	662	納付書再発行依頼	発行期間	別送付先住所・氏名等		
13	624	追納申出書	年 月 日 年 月 年 月 カ月分ずつ			

資格記録訂正等	補正内容等	市区町村受付	年金事務所受付
---------	-------	--------	---------

市区町村用

国民年金被保険者関係届書（申出書）
（申請書）

基礎年金番号				生年月日				被保険者氏名(フリガナ)		性別	外国人	通称名(フリガナ)		記載のとおり届出(申出・申請)します。	
				5.昭和	年	月	日			1.男	1.米国人			平成 年 月 日	
				7.平成						2.女	2. 1以外			市区町村長 年金事務所長	
郵便番号				住 所(フリガナ)								電話番号		氏 名 (届出人)	(印)
												— —			
												1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他		(死亡した方との関係) ()	

※該当するNo. に○をしてください。

No.	コード	届書内容	該当年月日			理由等										備考			
1	200	資格取得届・申出	年	月	日	種別	取得理由												
2	206	種別変更届				1. 1号	0. 学生	1. 適用漏れ	2. 20歳到達	3. 2号からの移行									
			2. 任意	5. その他	10. 中国残留邦人等	11. 外国からの転入	納付書抑止表示 1. 納付書作成なし												
3	203	資格喪失届・申出	年	月	日	喪失理由													
						1. 2号該当	2. 任意加入対象者(国内)	3. その他	4. 喪失申出										
						5. 期間満了	6. 死亡	10. 中国残留邦人等非該当	11. 外国への転出										
4	204	死亡届	年	月	日	住民票確認死亡日		平成 年 月 日											
5	222	1 氏名変更届	年	月	日	変更前の氏名													
6	211	住所変更届	年	月	日	変更前の住所		〒											
7	611	付加保険料	年	月	日	1. 申出		2. 辞退		3. 農年加入年月日 (年 月 日)			4. 農年喪失年月日 (年 月 日)						
8	621	2 免除理由消滅届	年	月	日	消滅理由		法第89条		1. 1号非該当		2. 2号非該当		3. 3号非該当		4. 1号・2号非該当			
										5. 1号・3号非該当		6. 2号・3号非該当		7. 1号・2号・3号非該当					
9	204	基礎年金番号重複取消届	基礎年金番号			他にお持ちの年金手帳の記号番号													
10	205	手帳記号番号登録届																	
11	206	2 手帳再交付	再交付理由		1. 紛失			2. 破損(汚れ)			9. その他			交付の要否		0. 交付要 1. 再交付			
12	662	納付書再発行依頼	発行期間			別送付先住所・氏名等													
13	624	追納申出書	年	月	日	年 月～ 年 月			ヵ月分ずつ										

資格記録訂正等	補正内容等	市区町村受付		年金事務所受付	
---------	-------	--------	--	---------	--

〔 記 入 上 の 注 意 〕

- ・太線枠内はすべて記入してください。(基礎年金番号・生年月日・氏名・性別・郵便番号・住所・電話番号・届出人の各欄)
- ・その他の欄は下記の表を参考に記入してください。
- ・被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。なお、被保険者以外の方の押印は省略できません。

国民年金に加入するときの手続き	No.	該当年月日	種別	理由
20歳になったとき	「1」に○印	誕生日の前日	「1」に○印	学生の方は「0」に○印
厚生年金(共済組合)をやめたとき		退職日の翌日		学生以外の方は「2」に○印
海外に居住する方が加入するとき		申し出た日	「2」に○印	「3」に○印
3号被保険者だった方が1号被保険者になるとき	「2」に○印	配偶者が2号被保険者でなくなった日の翌日あるいは扶養されなくなった日	○印不要	○印不要

国民年金をやめるときの手続き	No.	該当年月日	理由
厚生年金(共済組合)に加入するとき	「3」に○印	入社した日	「1」に○印
海外に転出するとき		出国の翌日	「11」に○印
任意加入をやめたいとき	「4」に○印	申し出た日	「4」に○印
亡くなったとき		亡くなった日	

氏名や住所が変わったときなど	No.	該当年月日	記入内容
氏名が変わったとき	「5」に○印	氏名変更した日	変更前の氏名を記入してください
住所が変わったとき	「6」に○印	住所変更した日	変更前の住所を記入してください
付加保険料を納付したいとき等	「7」に○印	申し出た日	申出、辞退の別、○印を付してください

免除理由に非該当となったとき	No.	該当年月日	記入内容
	「8」に○印	免除理由が消滅した日	該当した消滅理由に○印を付してください

現在加入中の基礎年金番号以外の年金手帳があるとき	No.	記入内容
他に基礎年金番号を持っている場合	「9」に○印	記号番号を記入してください
他に基礎年金番号以外の番号を持っている場合	「10」に○印	記号番号を記入してください

年金手帳の再発行をするとき	No.	該当年月日	記入内容
	「11」に○印		再交付の理由、○印を付してください

納付書などの発行について	No.	該当年月日	記入内容
納付書の発行をするとき	「12」に○印	申し出た日	発行する期間を記入してください
追納を希望するとき	「13」に○印	申し出た日	住所と異なる所へ送付する場合は記入してください

平成23年〇〇月〇〇

『国民年金付加保険料申出受理通知書』の送付について

この度、お客様から提出していただきました『国民年金付加保険料納付申出書』の手続きが完了いたしましたので『国民年金付加保険料申出受理通知書』を送付いたします。

○付加保険料につきましては、納付の申出をされた月分から一般保険料と併せて納めていただく保険料です。

○付加保険料は納期限（翌月末日）内に納めていただかないと、その納期限の日に付加保険料の納付を辞退したものとみなされます。したがって、その後も付加保険料の納付を希望される場合は、改めて付加保険料納付の申出をしていただく必要があります。

○なお、納期限後にお支払いいただいた付加保険料は、払い戻しすることになります。また、口座振替により付加保険料を納付される方は、残高不足などの理由により納期限に引落しができなかった場合、翌月の再振替の際、一旦付加保険料が加算された金額で引落しがされることになりますが、この付加保険料（400円）は後日払い戻しさせていただきますのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、下記の年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

〇〇年金事務所 国民年金課

電話 012-345-6789

(表面)

(裏面)

15(2-③)

国民年金付加年金制度のお知らせ

国民年金付加年金制度とは

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。
付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

国民年金付加保険料の納付を希望される方は手続きが必要です

必ずお読みください！！

お手続き

備え付けの用紙に必要事項を記入して、市（区）役所、町村役場、または年金事務所にご提出ください。

付加保険料の納め方

付加保険料は申出した月分からお支払いしていただくことになります

- 月々の保険料を納付書で納める場合
後日送付される付加保険料込みの納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
※送付済みの納付書（保険料額15,020円）は使用できませんので破棄してください。
- 国民年金保険料を前納で納付済みの場合
後日送付される付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
- 月々の保険料を口座振替（クレジットカード）で納める場合
ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落としされます。
ただし、金融機関等への手続きの関係で、申出後1か月から2か月は付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただく場合もございます。

付加保険料の納める際の留意点

- 付加保険料は当該月の翌月末（納期限）までに必ず納めてください。
- 付加保険料を翌月末までに納められなかった場合、当該月から付加保険料を納めることができなくなります。
※再度、付加保険料の納付を希望される場合は、改めて申出が必要となります。
※納付できなくなった付加保険料は払い戻しさせていただきますのでご了承ください。払い戻しの手続きに
関しては改めてご案内します。
- 月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。



3 後納保険料関係

○ 後納制度開始時の送付物

- 3-① 国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ …… P18
- 3-② 国民年金保険料納付申込書 …… P20
- 3-③ 国民年金保険料納付申込書の記入例と注意事項 …… P21
- 3-④ 後納制度リーフレット …… P22

※ 後納制度開始(平成24年10月)前に後納制度利用対象者に送付。

○ 後納承認者への送付物

- 3-⑤ 納付のご案内とお願い …… P24

※ 納付書、承認通知書に同封。

1 後納可能な期間と納付状況(保険料の納付状況の説明)

○	後納保険料の納付が可能な期間*1 ・過去10年以内に納付や免除をすることなく2年の時効により納付する権利が消滅した期間
△	国民年金の加入手続きを行っていないと思われる期間などで、記録を確認のうえ後納保険料の納付の可否を確認する必要がある期間 ・海外居住期間などの国民年金の加入を要しない期間は後納制度をご利用できません。
納付	国民年金保険料を納めた期間 ・口座振替や納付書により2年の時効前に納めた期間(「追納制度*2」による納付を含む) ・「厚生年金等*3」に加入している方の被扶養配偶者で、第三号被保険者の届出がされている期間
(スラッシュ)	「厚生年金等*3」に加入している期間
免除	国民年金保険料の免除等期間 ・納付すべき保険料について「全額免除」「若年者納付猶予」「学生納付特例」のいずれかが承認されている期間 ・この期間を納める際は「追納制度*2」をご利用ください。
一免	国民年金保険料の一部免除(一部納付)期間 ・3/4・半額・1/4のいずれかの一部免除が承認され、残りの一部を納めている期間 ・この期間を納める際は「追納制度*2」をご利用ください。
未納	2年以内の未納期間*1
— (ハイフン)	データを抽出した時点で既に10年を経過した後納制度の対象とならない期間、及び納期限を経過していない期間など

*1 保険料を納付された場合でも、データの抽出時点における行き違いにより、納付された記録が収録されず「○」や「未納」と表示される場合がありますのでご了承ください。

*2 「追納制度」は免除等(一部免除含む)の承認を受けた期間の保険料について、申出により10年以内に納付することができる制度のことです。

*3 「厚生年金等」は厚生年金保険、船員保険、共済年金の加入期間です。

2 これまでの年金加入記録

- ・国民年金欄には未納期間は含まれておりません(一部免除期間は免除期間に計上されています)。
- ・厚生年金保険、船員保険、共済年金には、それぞれの加入期間が計上されています。
- ・データを抽出した時点での記録のため、重複した記録を整理中等の理由により、実際の記録とは異なる場合がありますのでご了承ください。

3 その他の留意事項

- ・この「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」の「1 後納可能な期間と納付状況」の表中「納付」と表示されている期間には、実際に自営業者や学生など、ご自身で保険料を納付していただく方(第一号被保険者)であるにもかかわらず、会社員や公務員などに扶養されている方(第三号被保険者)として年金記録が管理されている期間が含まれている可能性があります。
- ・該当する方には、改めてお知らせをさせていただく予定ですが、そのお知らせが届く前でも記録を訂正すれば、後納保険料を納めることができる方もいますので、過去に第三号被保険者から第一号被保険者への変更の届出を忘れていたなど、お心当たりのある場合には、年金事務所までご相談下さい。

999-9999
杉並区高井戸3-5-24
〇〇
〇〇
〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

年金 太郎 様



999-88888 0000001-1

日本年金機構
Japan Pension Service

国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ

これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納めることができませんでしたが、法改正による時限措置として過去10年以内であれば納めることが可能となりました。(「後納制度」といいます。)

後納制度を利用することにより、年金額の増額や年金を受給するための資格期間(原則25年)を満たす場合がありますので、手続き等の詳細は2ページ以降をご覧ください。

なお、このお知らせは平成〇〇年〇〇月時点でお客様が後納できる期間を作成したものです。

<基本情報>

お客様の照会番号	生年月日	氏名
999 999 999 999	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年金 太郎

1 後納可能な期間と納付状況(後納可能な期間を「○・△」で表示) 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

年度	保険料の納付状況												後納可能な月数	1か月の保険料額	後納する際の年度毎の金額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
平成14年度	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	6	14,940	89,640
平成15年度	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	—	14,720	—
平成16年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	14,510	174,120
平成17年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	14,560	174,720
平成18年度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	4	14,610	58,440
平成19年度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	4	14,640	58,560
平成20年度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	5	14,760	73,800
平成21年度	○	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	3	14,840	44,520
平成22年度	免除	免除	免除	○	○	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	2	15,100	30,200
平成23年度	未納	未納	未納	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	後納可能月数合計	※後納保険料を納める際は1か月ごとの分割納付も可能です。	
平成24年度	一免	一免	一免	△	△	—	—	—	—	—	—	—	48		

※保険料の納付状況及びこれまでの年金加入記録の説明は、見開いていただき左ページをご覧ください。

2 これまでの年金加入記録

国民年金		③厚生年金保険	④船員保険	⑤共済年金	合計 ①+②+③+④+⑤
①納付済期間	②免除期間				
〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇〇月

◆「ねんきんネット」でお客様の年金額が試算できます! ◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様の全ての年金加入記録を確認していただき、後納の月数を入力していただくだけで、納付額や年金見込額を試算できます。

下記の「アクセスキー」を使えば、わずか5分で登録が完了します。ぜひご登録ください。

ねんきんネット
http://www.nenkin.go.jp/nr/

お客様のアクセスキー

1234 5678 1234 5678 9

(有効期限:本状到着後3ヵ月)

「ねんきんネット」の申込み手順は3ページをご覧ください。

※既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めての登録は不要です。

○後納保険料を1ヵ月納めるごとに老齢基礎年金が増額されます
1ヵ月の納付で増額される年金額の目安は、年額1,638円です(平成24年度の年金額(満額)で計算しています)

確認方法1

増額される年金額は『ねんきんネット』でご確認ください

確認方法2

お問い合わせは「国民年金保険料専用ダイヤル」をご利用ください

確認方法3

下記のパターン3・4に該当する方などは
お近くの年金事務所まで相談ください



◆お客さまの該当するパターンは？

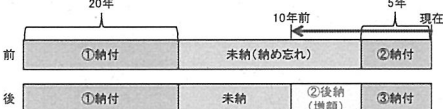
1ページ目の「2. これまでの年金加入記録の合計」欄をご覧ください
どのパターンに該当するかご確認ください

パターン1 後納により年金額を増やせる方

- ① 年金加入期間の合計が300月以上ある方
- ② 60歳までの加入期間を含めると合計300月以上ある方

過去10年以内の納め忘れ期間や未加入期間の国民年金保険料を納めると年金額を増やすことができます。

(例)年齢を問わず納め忘れのある方



・これまでは ①+②=25年(300月)

・後納すると ①+②+③=30年(360月) 60月分の年金が増える

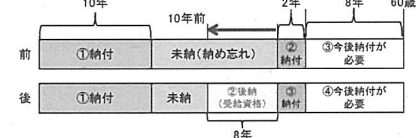
年金記録を確認のうえ、同封の「申込書」をお近くの年金事務所まで郵送してください。

パターン2 後納により年金受給資格が得られる方

- ① 年金加入期間の合計が300月未満だが、後納すると合計が300月以上となる方
- ② 年金加入期間+60歳までの加入期間+後納月数の合計が300月以上となる方

過去10年以内の納め忘れ期間や未加入期間の国民年金保険料を納めると年金受給資格を得ることができます。

(例)52歳の方



・これまでは ①+②+③=20年(240月) 納付月数不足

・後納すると ①+②+③+④=28年(336月) 年金が受けられる

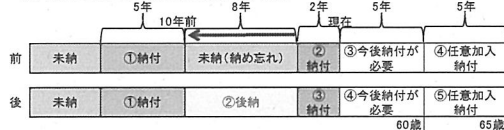
年金記録を確認のうえ、同封の「申込書」をお近くの年金事務所まで郵送してください。

パターン3 後納と任意加入により年金受給資格が得られる方

- ① 年金加入期間+60歳までの加入期間+後納月数+任意加入期間の合計が300月以上となる方
- ② 年金加入期間+60歳までの加入期間+後納月数+任意加入期間+合算対象期間(※)の合計が300月以上となる方

過去10年以内の納め忘れ期間や未加入期間の国民年金保険料を納めると年金受給資格を得ることができます。

(例)55歳でこれまでは受給資格が得られなかった方



・これまでは ①+②+③+④=17年(204月) 年金が受け取れない

・後納すると ①+②+③+④+⑤=25年(300月) 年金が受けられる

過去の記録のほか、合算対象期間(※)についても確認する必要がありますので、後納のお申込みの際には戸籍謄本などの添付書類が必要になります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所にご相談ください。
※合算対象期間とは、昭和61年3月以前の厚生年金等(※)に加入している方の配偶者や海外居住期間などの国民年金の加入を要しない期間をいいます。

パターン4 後納しても受給資格が得られない方

年金加入期間が短い方は、後納や任意加入をしても300月以上を満たさない場合があります(詳しくは、年金事務所にご相談ください)。

パターン5 後納を希望しない方

手続きは不要です。

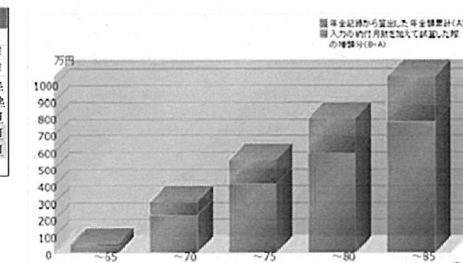
◆◆ ねんきんネットで、後納した場合を試算できます！ ◆◆

保険料を追納・後納した場合の納付額や年金見込額の試算

(1) 納付可能月を確認

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年度	23歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成18年度	24歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成19年度	25歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成20年度	26歳	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免
平成21年度	27歳	3/4免	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可
平成22年度	28歳	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可	後可
平成23年度	29歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成24年度	30歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付

(3) 納付した場合の見込額を表示



(2) 納付する予定の月数を入力

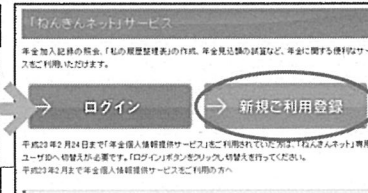
納付・追納・後納対象	納付可能月数	納付月数	金額
納付期間	25ヶ月	25ヶ月	0円
追納期間	19ヶ月	~ヶ月	0円
追納期間(若年者納付猶予を含む)	27ヶ月	~ヶ月	0円
追納期間	21ヶ月	~ヶ月	0円
合計	92ヶ月	0ヶ月	0円

到達年齢	年金記録から算出した年金額(※)(A)	入力の納付月数を加えた年金額(※)(B)	入力の納付月数を加えて試算した額の増分(※)(B-A)
65	376,000円	500,000円	124,000円
70	2,220,000円	3,000,000円	780,000円
75	4,070,000円	5,500,000円	1,430,000円
80	5,820,000円	8,000,000円	2,080,000円
85	7,770,000円	10,500,000円	2,730,000円

すでに年金受給されている方は、「ねんきんネット」の見込額試算をご利用いただけません

「ねんきんネット」申込み手順

日本年金機構(URL: <http://www.nenkin.go.jp/>)のホームページ



1ページの表頭に記載されている「アクセスキー(※1)」と、必要な情報(基礎年金番号(※2)、氏名等)を入力します。

※2 今回ご送付している「納付可能期間延長のお知らせ」は、「ねんきんネット」をご利用登録いただくための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用申請等を防止するため、基礎年金番号を記載していません。

※1 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本サービス開始後、3ヵ月です。お早めに申込みをお願いいたします。
(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度(郵送)がかかります。)

基礎年金番号がご不明の方は、以下の書類でご確認いただけます。
① 年金手帳、② 基礎年金番号通知書、③ ねんきん特別便、④ 平成23年3月以前に送付された「ねんきん定期便」

「ねんきんネット」や「納付可能期間延長のお知らせ」に関するお問い合わせは

『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！

0570-011-050

050(一部)、070の電話からおかけになる場合は
03-6731-2015

(受付時間)
月～金曜日：午前8:30～午後5:15
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※厚生年金保険、船員保険、共済年金の加入期間や年齢により、300月未満でも年金受給資格を得られる場合があります。

国民年金後納保険料納付申込書

届書コード		届書	
6	2	5	1
①基礎年金番号		②生年月日	
		年 月 日 	
申込 1 ③期間(自～至) 年 月 年 月 ④後納保険料の納付方法 0. 一括 3. 3ヵ月ずつ 1. 1ヵ月ずつ 4. 4ヵ月ずつ 2. 2ヵ月ずつ 6. 6ヵ月ずつ		5. 昭和 7. 平成 年 月 日 	
申込 2 ⑤期間(自～至) 年 月 年 月 ⑥後納保険料の納付方法 0. 一括 3. 3ヵ月ずつ 1. 1ヵ月ずつ 4. 4ヵ月ずつ 2. 2ヵ月ずつ 6. 6ヵ月ずつ		⑦ 海外居住期間のある方は ○を記入してください。 ☐	
申込 3 ⑦期間(自～至) 年 月 年 月 ⑧後納保険料の納付方法 0. 一括 3. 3ヵ月ずつ 1. 1ヵ月ずつ 4. 4ヵ月ずつ 2. 2ヵ月ずつ 6. 6ヵ月ずつ		④ お客様の照会番号 ※ ⑪ 申込日 年 月 年 ※ ⑫ 審査区分 0. 承認(通常) 1. 承認(合算対象期間有者) 2. 承認(65歳以上者) 3. 承認(65歳以上の者で合算対象期間有者) 4. 不承認(後納申込期間が不該当) 5. 不承認(後納制度対象外)	
申込 4 ⑨期間(自～至) 年 月 年 月 ⑩後納保険料の納付方法 0. 一括 3. 3ヵ月ずつ 1. 1ヵ月ずつ 4. 4ヵ月ずつ 2. 2ヵ月ずつ 6. 6ヵ月ずつ			

上記のとおり申し込みます。

日本年金機構理事長 殿

住 所

氏 名

連絡先電話番号 ()

平成 年 月 日

印

上記の太枠内のみ記入してください。

※年金事務所記載欄(審査欄)

納 付 済 期 間 等 の 確 認			
国民年金納付	国民年金免除	厚生・船	共済
月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月
合算対象期間(詳細)			
昭和・平成	年 月分	昭和・平成	年 月分
昭和・平成	年 月分	昭和・平成	年 月分
昭和・平成	年 月分	昭和・平成	年 月分
昭和・平成	年 月分	昭和・平成	年 月分
昭和・平成	年 月分	昭和・平成	年 月分
昭和・平成	年 月分	昭和・平成	年 月分
合算対象期間の確認書類			
a. 戸籍謄本 b. パスポート c. その他			
未加入期間の確認(記録訂正の有無)			
有 ・ 無			
※有の場合は届書の確認			
備考欄		年金事務所受付印	
月 月 月		月 月 月	
合計		合計	

国民年金後納保険料納付申込書の

記入例と注意事項

〈例〉平成14年10月分から17年12月分までを申し込まれる場合

抜粋 国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ

1 後納可能な期間と納付状況(後納可能な期間を「○・△」で表示)

平成24年 7月19日現在

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後納可能な月数	1か月の保険料額	後納する際の年度毎の金額
平成14年度	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	6	14,940	89,640
平成15年度	納付	納付	納付	納付	納付	納付	△	△	△	△	△	△	4	14,720	58,880
平成16年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	納付	納付	納付	8	14,510	116,080
平成17年度	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	6	14,560	87,360
平成18年度	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	—	14,610	—
平成19年度	△	△	△	△	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	4	14,840	58,560
平成20年度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	5	14,780	73,800
平成21年度	○	○	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	6	14,840	44,520
平成22年度	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2	14,100	30,200
平成23年度	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	—	—	—
平成24年度	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	38	—	—

※保険料の納付状況及びこれまでの年金加入記録の説明は、見開いていただき左記をご覧ください。

【③から⑩欄の記入方法】

・最も古い期間から順に記入してください。

なお、申し込みは引き続き期間ごとに記入してください。

〈申込1から4に記入しきれない場合〉

⇒記入する前に申込書をコピーのうえ使用してください。

⇒日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。

⇒国民年金保険料専用ダイヤルに相談してください。

・「○」の期間は、そのまま申し込みます。

・「△」の期間は、申し込めるかどうか確認が必要*になります。

◆注意事項◆

・納付期限

⇒納めようとする月の10年後の月末まで

(例) 14年10月分⇒H24. 10. 31

⇒3～9年目は申し込まれた年度末まで

(例) 平成16年4月分以降⇒H25. 3. 31

・後納保険料額は毎年改定されますので、期限までに納めることが可能な期間を申し込みしてください。

後納保険料の納付を希望される方は、必要事項を記入のうえ、郵送またはお近くの年金事務所へ提出してください。

国民年金後納保険料納付申込書

届書コード 6 2 5 - 1 居 住 者

①基礎年金番号 ②生年月日 5. 昭和 7. 平成 3 5 0 2 0 4 送信

③期間(自～至) ④後納保険料の納付方法

申込1 1 4 1 0 1 5 0 3 1. 一括 3. 3か月ずつ
2. 1か月ずつ 4. 4か月ずつ
2. 2か月ずつ 6. 6か月ずつ

⑤期間(自～至) ⑥後納保険料の納付方法

申込2 1 5 1 2 1 6 1 1 1. 一括 3. 3か月ずつ
2. 1か月ずつ 4. 4か月ずつ
2. 2か月ずつ 6. 6か月ずつ

⑦期間(自～至) ⑧後納保険料の納付方法

申込3 1 7 1 0 1 7 1 2 1. 一括 3. 3か月ずつ
2. 1か月ずつ 4. 4か月ずつ
2. 2か月ずつ 6. 6か月ずつ

⑨期間(自～至) ⑩後納保険料の納付方法

申込4 1. 一括 3. 3か月ずつ
2. 1か月ずつ 4. 4か月ずつ
2. 2か月ずつ 6. 6か月ずつ

⑦ 海外居住期間のある方は○を記入してください。

⑧ お客様の照会番号

※ ⑪ 申込日 年 月 日

※ ⑫ 審査区分

0. 承認(通常)
1. 承認(合算対象期間有者)
2. 承認(65歳以上者)
3. 承認(65歳以上の者で合算対象期間有者)
4. 不承認(後納申込期間が不該当)
5. 不承認(後納制度対象外)

送信

上記のとおり申し込みします。

日本年金機構理事長 殿

住所 東京都杉並区高井戸3-5-24
高井戸住宅123-45
氏名 後納 太郎

連絡先電話番号 090 (1234) 5678

平成24年10月22日

※上記の太枠内のみご記入ください。

【記入方法】

・自署の場合は押印不要です。

・申し込み内容について確認させていただく場合がありますので、連絡が取れる電話番号を記入してください。

【①欄の記入方法】

・今回のお知らせには、基礎年金番号は記載していません。基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳」や「基礎年金番号通知書」などで確認してください。

◆注意事項◆

・基礎年金番号のお問い合わせには、個人情報保護の観点から、電話でお答えできませんので、ご了承ください。

【⑦欄の記入方法】

・申し込みが可能であるかの確認をする際に必要となりますので、今回お知らせした10年以内の間に、海外に居住していた期間がある方は○を記入してください。

・なお、「△」(未加入期間)のうち海外に居住していた期間は、後納の申し込みはできません。

・海外に居住していた期間のある方は確認できる書類を添付*してください。

◆注意事項◆

・後納保険料は、「承認された日」から10年以内の月分を納めることができます。

・審査に時間がかかる場合があります。申し込まれた月分から納めることができない場合がありますので、期日に余裕をもって申し込みしてください。

〈平成24年10月22日に申し込まれた場合〉
⇒承認が平成24年11月の場合
平成14年10月分は納付できません

* 記入方法、添付書類などのお問い合わせは、「国民年金保険料専用ダイヤル」もしくはお近くの年金事務所まで相談してください。
国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050
050(一部)、070の電話からおかけになる場合は 03-6731-2015

国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

年金制度が改正されました

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

・後納制度を詳しく知りたい！

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長（「後納制度」といいます）されます。

☞ 後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ① 将来受け取る年金額が増額！
 - ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！

→ 不足していた期間を納めることにより…

年金受給なし



年金受給可能

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては…

786,500円 ※平成24年度満額の年金額

与 1,638円(年額) 増額

480ヵ月(40年×12ヵ月)

された年金額が毎年支給されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。
(例) 平成14年10月の場合 → 平成24年10月末となります。

・ご利用いただける方

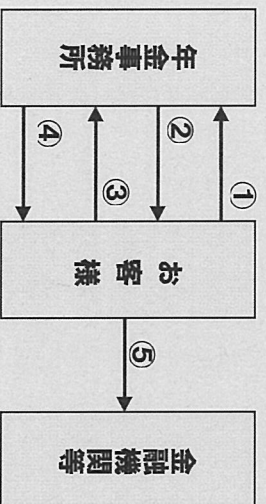
① 20歳以上60歳未満の方
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)
や未加入期間をお持ちの方

② 60歳以上65歳未満の方
①の期間のほか任意加入中に納め
忘れの期間をお持ちの方

③ 65歳以上の方
年金受給資格がなく任意加
入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

・お申込みから納めていただくまでの手順



- ① 申込書の送付依頼(日本年金機構HPからも取得できます)。
- ② 年金事務所から申込書が送付されます。
- ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。
・年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- ④ 年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。
・承認通知書、納付書、リーフレットを送付。
- ⑤ 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。
・市区町村役場・年金事務所では納められません。



日本年金機構
Japan Pension Service



お申込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
 (例:平成24年に納付)
 平成21年度分以前～
 当時の金額プラス加算額
 平成22年度～
 当時の金額のまま

納める際は順番があります

・後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 (後納順)
 (1) 平成15年度
 (2) 平成16年度
 (3) 平成17年度
 ↓
 先 後

3年以内にお申込から納付まで

・後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです(納付書の使用期限に注意してください)。
 ・1ヵ月ごとの分割納付も可能です。
 ・お早めのお申込みをお願いします。

お申込み後に審査を行います

・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
 ・審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申込みください。

一部免除の未納期間

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
 ・この場合の後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1ヵ月分の保険料が必要です。

免除期間をお持ちの方は

・全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間には、後納をご利用いただけません。
 ・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

※納付をご希望の方は同封の申込書にご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出下さい。

・平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付できる期限 10年目は月毎に期限が到来します。→
平成14年度	14,940	13,300	1,640	平成25年3月31日
平成15年度	14,720	13,300	1,420	
平成16年度	14,510	13,300	1,210	
平成17年度	14,560	13,580	980	
平成18年度	14,610	13,860	750	
平成19年度	14,640	14,100	540	14.10月分→H24.10.31 14.11月分→H24.11.30 14.12月分→H24.12.31 15.1月分→H25.1.31 15.2月分→H25.2.28 15.3月分→H25.3.31
平成20年度	14,760	14,410	350	
平成21年度	14,840	14,660	180	
平成22年度	15,100	15,100	加算なし	

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます(平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません)。

①後納保険料額＝②当時の保険料額＋③加算額です。

※後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます。

※後納納付された場合は、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます。

・国民年金保険料の納付は、納付しなければならない月の翌月末日が納期限と定められています。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
 ・2年以内の保険料が未納となっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について民間委託を実施しています。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015
 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後5:15
 ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00
 (祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

納付のご案内とお願い

※Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納めることができます。
※市（区）役所、町村役場および年金事務所窓口では納めることができません。

 着付の際のお願い

[illegible]

①『古い月分から順に』納めてください

い：平成14年10月分から

新しい：平成15年9月分
の順に納めてく

②『使用期限』に注意してください

くありません。
(例)

(例)	使用期限
平成14年10月分～平成24年10月31日	
平成15年3月分～平成25年3月31日	
平成15年4月分～	
平成15年9月分～平成25年3月31日	

※10年たっていない期間の「使用期限」が過ぎてしまった場合は「③」をご覧ください。

③「使用期限」が過ぎってしまった場合は？

「使用期限」を過ぎた納付書は使えなくなります。しかし、後納保険料は、10年以内であれば再度申し込みをすることかできますので、新しい納付書を使用して納めることができます。

(例) 平成15年4月分 → 平成25年3月31日期限 を過ぎてしまった

平成25年4月10日 再度申し込み

平成15年4月分 → 平成25年4月30日期限 新しい納付書を送付
※ただし、後納保険料の金額は毎年改正され、「使用期限」を経過すると
変更（増額）になりますので予めご了承ください。

その他のお願い事項

○後納納付をお申し込みされた期間以外の過去2年以内に納めていない期間がある場合は、2年以内の保険料についても納めてください。

○過去2年以内に未納となっている方に対する、電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

○お申し込みされた後納保険料の納付を終えられた場合

(１) 後納保険料の納付ができる期間のうち一部の期間のみ申し込み込まれた方で、さらに後納保険料の納付を希望される場合は、新たに申し込みが必要となります。

(２) 後納保険料を納付したことによって、新たに年金のお受取りが可能となる方は、年金のご請求をいただく必要がありますので、お近くの年金事務所へご相談ください。

○現在日本年金機構においては、コンピュータ上で管理している年金記録について、その基となった古い紙台帳等の記録と突き合わせ（照合）作業を進めております。

今後、年金記録に「もれ」や「誤り」が発見された際には、ご連絡させていただく場合があります。

4 免除・納付猶予関係

4-① 納付免除・若年者納付猶予申請書 一式 …… P27

※ 申請について・記入例・申請書・本人控・注意事項が綴られたもの。

※ 独自様式の申請書を使用している市区町村もある。

4-② 免除・納付猶予申請承認通知書 …… P32

※ 免除・猶予が承認された場合に送付されるもの。

4-③ 学生納付特例申請書 一式 …… P33

※ 申請について・記入例・申請書・本人控・注意事項が綴られたもの。

4-④ 学生納付特例申請承認通知書 …… P38

※ 免除・猶予が承認された場合に送付されるもの。

国民年金保険料 納付免除・若年者納付猶予 の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除(全額免除・一部免除) 申請

本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得(過去の年度分については、前々年や前々々年所得等)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。(一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。)

＜全額免除となる所得の目安＞ …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 22万円

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年等の所得が一定額以下(全額免除の所得基準と同じ)の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

※ ①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額(国庫負担分が反映)されますが、②の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※ 免除(全額・一部)または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

【申請時の注意点】

● 免除等が申請できる期間

- ・ 過去期間……申請書が受理された月から2年1ヵ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで。
- ・ 将来期間……翌年6月(1月～6月に申請したときは、その年の6月)分まで。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12ヵ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。(免除等の1年度 = 7月～翌年6月)

例：平成27年7月に、平成25年6月から平成28年6月までの期間を申請する場合、

- ①平成24年度分(平成25年6月～25年6月)
 - ②平成25年度分(平成25年7月～26年6月)
 - ③平成26年度分(平成26年7月～27年6月)
 - ④平成27年度分(平成27年7月～28年6月)の4枚の申請書が必要となります。
- なお、この例の場合は、平成25年5月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1ヵ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

必要な添付書類は、本人控の裏面の「2. 添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。

- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
- 納付のご案内は、当機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
 主として、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと。前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。
 〒123-4567

住所： 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

(被保険者本人が自署した場合に押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
 ○提出年月日をご記入ください。
 ○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅電話 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他				00-0000-0000			
③ 被保険者氏名	(フリガナ) コナネ タロウ	④ 被保険者生年月日	5. 昭和	0 4	0 5	2 0				
⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コナネ ハナコ	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和	0 4	0 8	1 0				
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コナネ イチロウ	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。								
⑧ 特記事項	税申告された住所（申告年の1月1日時点等）が現在住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯は別に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇									

配偶者および世帯主について
 ○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
 ○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
 ○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
 ※ 配偶者については、別居中であつても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特記事項」欄に記入してください。

⑨ 免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 〇〇 年度分				
⑪ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）				
⑫ 特別認定区分	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）				
⑬ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報（前年度）について日本年金機構に委託します。				
⑭ 備考	失業後の期間に限り申請				

※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

【⑬】特別認定区分1欄
 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止等した日）を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の（あり・なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。
 ○災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
 ○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
 【⑭】継続希望区分1欄
 ○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。
 ○「1」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
 ※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。
 【⑮】備考1欄
 ○3枚目「本人控」裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
 ○申請を希望する年度中の一部の期間（失業・離婚後、世帯分離後など）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
 ※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
 ○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
 (例：4分の1免除の次に納付猶予を審査)

記入欄	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成7年度分	平成6年1月～平成6年12月	平成6年度の所得
平成8年度分	平成7年1月～平成7年12月	平成7年度の所得
平成9年度分	平成8年1月～平成8年12月	平成8年度の所得
平成10年度分	平成9年1月～平成9年12月	平成9年度の所得
平成11年度分	平成10年1月～平成10年12月	平成10年度の所得

【⑯】税申告の有無1欄
 ○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告（住民税申告・確定申告等）を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。
 ○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の（あり・なし）についても○を記入してください。
 【⑰】前年所得1欄
 ○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
 ○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の（あり・なし）についても○を記入してください。
 <収入と所得の違い>
 所得＝(収入－必要経費)です。
 給与収入の場合、165万円の必要経費（給与所得控除）があります。

届書コード	処理区分
承認 635	1 01登録
却下 634	3 01登録
計帳	

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。こと、前年所得の記入内容に誤り
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤り
がないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護
受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構
に委託します。

〒

住所： _____

被保険者氏名： _____ (印)

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

市区町村	日本年金機構

① 基礎 年金番号		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	—
③ 被保険者 氏名	(フリガナ)	④ 被保険者 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
⑤ 配偶者 氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
⑦ 世帯主 氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主で ある場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	◆ 申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更 年月日等を記入してください。			

⑨ 免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成	年度分	⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり 配偶者：1. あり 世帯主：1. あり	2. なし 3. 不明 2. なし 3. 不明 2. なし
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 配偶者：1. なし 世帯主：1. なし	2. あり(57万円以下) 2. あり(57万円以下) 2. あり(57万円以下)	3. あり(57万円超) 3. あり(57万円超) 3. あり(57万円超)	⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）	
⑬ 特例認定 区分	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし）	2. 天災等 2. 天災等 2. 天災等	3. その他（ 3. その他（ 3. その他（		
⑭ 継続希望 区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を 希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				
⑮ 備考					

※ ⑫欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

職員 記入	申請年月日	審査 結果	全額	4分の3	半額	4分の1	猶予	申請 年度	承認期間 (始期)	承認期間 (終期)	法免消滅年月日	特例 区分	継続 区分	送信

以下のこと（配偶者・納付相手）を申請しなす。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所在地等を含む）及び日本年金機構に要請します。

被保險者氏名: _____

市区町村	日本年金機構

30(4-①)

申請または承認後の留意事項について、裏面の「6. 留意事項」をご覧ください。

(注 意 事 項)

1. 記入について
 - (1)黒ボールペン等で記入してください。
 - (2)配偶者（別居中の配偶者を含む）および世帯主（被保険者または配偶者以外が世帯主である場合）がいる場合は、その氏名を必ず記入してください。なお、過去の年度分の申請については、申請する対象期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
 - 平成24年度分の申請については、平成25年6月30日時点
 - 平成25年度分の申請については、平成26年6月30日時点
 - ※ 平成26年度分の申請については、平成27年6月30日時点（平成27年7月1日以降に申請する場合）
 - (3)「⑧特記事項」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 所得の状況を確認する必要がある方が、申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。
 - ② 配偶者と別居中の場合は、配偶者の住所を必ず記入してください。
 - ③ 申請する対象期間中に配偶者および世帯主の有無に変異があった場合は、その旨および変更があった年月日を必ず記入してください。
 - (4)「⑨脱申告の有無」欄および「⑩前年所得」欄は、申請する年度に対応する前年所得等の状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
 - ※ 前年所得について過小に申し立てしたときは、国民年金法等に特例認定について
 - ① 失業したこと等により申請を行うときは、「⑨特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日と雇用保険加入の有無を記入してください（配偶者または世帯主が失業したこと等により申請を行う場合も、同様に記入してください）。
 - ② 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月までの期間について免除等を申請することができまます。ただし、他の事由による申請と同様に翌々月を超える将来期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
 - ② 災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害）を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときは記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。
 - (6)「⑤備考」欄には、次の①～③に該当する場合には、その内容を記入してください。
 - ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行うときは、その名称および受給開始年月を記入してください。
 - ② 外国籍の方で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行うときは、「保護受給」と記入してください。
 - ③ 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請するときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 - ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - イ 生活保護法による生活扶助またははらひ予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 - ウ ヘンセン病療養所または国立療養所を退所した。
- (7)配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手續き等については、年金事務所へご相談ください。

3. 翌年度以降の全額免除または納付猶予の継続申請について
 - (1)直近の年度分について、所得審査により全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめその旨を明記することにより、翌年度（7月～）に改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。
 - ただし、翌年度（7月～）において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。全額免除または納付猶予を申請する方で継続申請を希望する方は、「⑩継続希望区分」欄の「1. 申請する」に○を記入してください。どちらにも○がない場合は、「2. しない」が選択されたものとみなします。なお、左記1. (5)の①・②、(6)の①から③※、(7)の所得審査によらない事由により承認を受けた場合および審査の結果一部免除となった場合は、継続申請は無効となりますので、翌年度の7月以降に改めて申請が必要となります。
 - ※ (6)の②については、継続して生活扶助に相当する保護を受けていければ、継続申請を希望できる場合があります。
 - (2)翌年度以降における継続申請の審査結果は審査後に通知します。また、承認後、免除等の取消を申請することができます。取消しは取消申請をした日の前月以降の期間が対象となります。
4. 一部免除の承認を受けた期間について
 - (1)3号免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。
5. 免除等の承認を受けた期間に係る保険料の追納について
 - (1)全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間（一部保険料が納付済みの場合に限ります）は、10年以内であれば申出により免除された保険料をあとかたへら納めること（追納）ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した方と同一扱いとなります。ただし、追納することにはできません。また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月（古い月分）から納付することとなります。
6. 留意事項
 - (1)申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご了承ください。
 - (2)申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し（還付）します。申請後に納付を希望される場合は、年金事務所にて連絡ください。
 - (3)申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、年金事務所まで再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
 - (4)免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例を申請してください。
 - (5)申請した期間中に学生の期間があった場合は、改めて学生納付特例申請書の提出をお願いすることになります。その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日に申請があったものとみなします。
 - (6)口座振替を利用されている場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知ください。
 - (7)修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

2. 添付書類について
 - (1)失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。また、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。（※②から⑤までにについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。）
 - ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
 - ② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開業届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるものに限る。）
 - ④ 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるものに限る。）
 - ⑤ または廃止届証明書
 - その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
- (2)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証のコピーを添付してください。
- (3)年金手帳（氏名の記載ページ）または基礎年金番号通知書のコピー

- ※ 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった方へ
 - (1)この免除等を申請した後に配偶者もしくは世帯主の変更または前年所得の変更があった場合は、以下のいずれかに該当するか確認のうえ、必要なお連絡等をお願いします。
 - ① 審査結果（承認・却下通知）が日本年金機構（年金事務所等）から届く前に変更があった場合で、結婚や世帯主変更（父母等と同居を開始など）の場合 ⇒連絡は不要です。申請を取下げるときご連絡ください。
 - ② 離婚や世帯分離（父母等ではなく自分や配偶者が世帯主になったなど）の場合 ⇒年金事務所へご連絡ください。
 - (2)審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査（却下⇒再審査、一部免除⇒全額免除、納付猶予⇒全額免除等）を希望される場合は、再度申請してください。なお、免除を希望しなくなったときは取消申請をしてください。
- ※ 第1号被保険者でなくなった場合
 - (1)免除等の承認後に第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となった場合は第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。
 - (2)ただし、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

(表面)

郵便はがき

基礎年金番号

第 年 月 日

日本年金機構理事長

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

(審査区分)

全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
------	--------	------	--------	------

(注)届出のあった審査区分に希望された順位を出力し、それ以外は“-”を出力しています。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の上記の審査希望順で届出のあったものについて審査した結果、以下の免除または納付猶予申請を承認します。

様

料金後納
郵便

※ 免除・納付猶予承認期間中に学生になった方は、改めて
学生納付特例の申請を行ってください。

〒XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
TEL XXX-XXXX-XXXX
日本年金機構 ○○○ 事務センター

(裏面)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求ができます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求ができます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でない、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

納付猶予が承認された方へ

ご本人または配偶者が世帯主となった場合、納付猶予を取り消して全額免除を申請することができます。納付猶予の取消は、全額免除を申請した月の前月からとなりますので、全額免除への切替えをご希望の場合は、お早めに手続きをお願いします。

※全額免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金額に反映(国庫負担分)されますが、納付猶予の期間は老齢基礎年金額に反映されません。

通知の記載内容のご説明

- ◎「期間延長承認」と記載されている方
前年度に翌年度以降も全額免除または納付猶予の審査を希望したことによって、引き続き承認されたものです。
- ◎「今後、申請免除が必要です。」と記載されている方
承認期間以降(30歳以降)の期間については、あらためてお住まいの市区町村の年金担当窓口で保険料免除の申請が必要となります。
- ◎「継続審査申出受付済」と記載されている方
来年以降全額免除又は納付猶予の審査が自動的に行われますので、免除申請を行う必要はありません。
- ◎「保険料の一部免除が承認された方」
4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認となった方は、後日、納付すべき一部の保険料額の納付書が届きますので、必ず納付してください。
この保険料を納められると、年金額および受給資格期間に反映され、未納期間となります。
後日送付する納付書は、納期限から2年または使用期限を過ぎると使用できなくなりますが、免除等を申請した期間は、時効中断により申請日から2年間、保険料を納付できる場合があります。使用期限を過ぎて保険料納付を希望する場合は、年金事務所で納付書を発行しますのでご連絡ください。

1506 1016 004

国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。

また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

<対象となる方>

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安>118万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

【申請時の注意点】

● 申請できる期間

- ・ 過去期間は申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで、将来期間は年度末まで申請できます。

- ・ ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。（1年度＝4月～翌年3月）

例：平成27年5月に、平成25年4月から平成28年3月までの期間を申請する場合、

①平成25年度分（平成25年4月～26年3月）

②平成26年度分（平成26年4月～27年3月）

③平成27年度分（平成27年4月～28年3月）の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成25年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

- ・ 年金手帳（氏名記載ページ）のコピーと学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）のコピーまたは在学期間がわかる在学証明書（原本）を添付してください。
- ・ 失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類を添付してください。

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。
- 学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することもできます。

- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
- 納付のご案内は、当機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 平成○○年○○月○○日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報・生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

住所：○○○市○○1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎



(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日を記入してください。
○住民票の住所を記入してください。

A. 基本情報		① 基礎年金番号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	② 生年月日	5. 昭和	0	4	0	5	2	0	
③ 氏名		(ひらがな) コナベ		タロウ										④ 電話番号	① 自宅		② 勤務先		③ 3. その他		00 - 0000 - 0000	
		国年		太郎																		

B. 申請内容		⑤ 申請期間 (学生納付特例期間) (平成26年4月1日～平成27年3月31日)		平成 ○○年 ○○月 から 平成 ○○年 ○○月 まで		⑥ 在学予定期間		(入学年月) 平成 ○○年 ○○月 から (卒業予定年月) 平成 ○○年 ○○月 まで		⑦ 学校の名称		○○○大学		⑧ 学校の所在地		東京 都 府 県		杉並区 ○○町	
⑨ 税申告の有無		1. あり 2. なし 3. 不明		⑩ 前年所得		① なし		2. あり (118万円以下)		3. あり (118万円超)		⇒16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)							
⑪ 特別認定区分		1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)		2. 天災等		3. その他 ()													
⑫ 備考																			

「⑤申請期間」欄
○年度を超えない範囲で記入してください。
(例:平成26年4月から平成27年3月まで)
年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、複数の申請書を提出してください。
なお、過去期間については、2年1ヵ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。
「⑥在学予定期間」欄
○入学年月から卒業予定年月を記入してください。

記入期	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成26年度分	平成26年4月～平成26年3月	平成25年中所得
平成27年度分	平成27年4月～平成27年3月	平成26年中所得
平成28年度分	平成28年4月～平成28年3月	平成27年中所得

「⑦学校の名称」欄
○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄
○都道府県名・都市区名・町村名まで記入してください。

「⑨税申告の有無」欄
○税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。

「⑩前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(118万円以下)」または「3. あり(118万円超)」に○を記入してください。

○なお、「3. あり(118万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。
※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。

＜収入と所得の違い＞
所得＝(収入－必要経費)です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。

「⑪特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑫備考」欄
○税申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。
※ 3枚目(裏面)の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。

届書コード	処理区分
623	3 01登録 5 01登録 634
届書	

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 〆て 平成 年 月 日
以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 ー

住所： ー

被保険者氏名： ー ⑩

（被保険者本人が自署した場合は押印は不要です）

学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構

A. 基本情報	
① 基礎年金番号	② 生年月日
③ 氏名	④ 電話番号
(フリガナ)	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他

B. 申請内容	
⑤ 申請期間 (学生納付特例を受 けようとする期間)	平成 年 月から 平成 年 月まで
⑥ 在学予定 期間	(入学年月) 平成 年 月から 平成 年 月まで (卒業予定年月)
⑦ 学校の名称	⑧ 学校の 所在地 都 道 府 県
⑨ 税申告の 有無	1. なし 2. あり (118万円以下) 3. あり (118万円超) ⇒16歳以上19歳未満の 扶養親族 (あり・なし)
⑩ 前年所得	
⑪ 特例認定 区分	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
⑫ 備考	

※ ⑩欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

学生証のコピー貼付欄

留意事項

- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も必要です。
- 学生証のコピーをA4版で添付される場合は、この欄に貼り付ける必要はありません。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーを貼り付ける必要はありません。

職員 記入 欄	申請年月日	承認期間 (始期)	承認期間 (終期)	法免消滅年月日	特例 区分	在学予定年月	所得 有無	審査 区分	申請 年度	審査 結果	送信
								1			

韓國食品衛生條例特別規定

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり学生納付特別を申請します。

また、前年所管の記入に空白に際りかはないことを申し立てし、9月、この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等の）確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本金機構に委託します。

—11—

住所：_____

被保險者氏名：

(被保険者が自署した場合は押印は不要です)

学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構

A 基本情報

[illegible]

B. 申請内容

⑤ 申請期間 (学生時代に修得した) (ひきかえに修得した)	平成 年 月から	平成 年 月まで
⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 年 月から	(卒業予定年月) 平成 年 月まで
⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地 都 道 府 県	
⑨ 税申告の有無	1. あり 2. なし 3. 不明	⑩ 前年所得 1. なし 2. あり (118万円以下) 3. あり (118万円超) ⇒16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
⑪ 特例認定区分	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()	
⑫ 備考		

※ ⑩欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

学生交付特例を申請された方へ

① 結果通知について

日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。

それまでの間、保険料納付の催告状等が送付されますのであらかじめご了承ください。

また、年度当初の申請については、前年所得が確定する6月以降に日本年金機構（年金事務所）で所得審査を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。

② 承認期間

日本年金機構から送付される審査結果（承認通知）でご確認ください。

③ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要です。

納付書がない場合は、日本年金機構（年金事務所）で再発行しますので、お近くの年金事務所へご連絡ください。

④ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けた期間について、学生でなくなったときは、免除等の申請を行うことができます。

⑤ 来年度も学生であった場合

4月以降すみやかに再請してください。

保険料の後払い（追納）について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば母田により保険料を後払い（追納）することができます。

詳しくは、裏面の4.をご覧ください。

（ 注 意 事 項 ）

1. 記入について

(1) 黒ボールペン等で記入してください。

(2) 「⑨税申告の有無」欄および「⑩前年所得」欄は、申請する年度に対応する状況について、該当する選択肢に○を記入してください。

なお、前年所得について過小に申し立てしたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。

(3) 特例認定について

① 失業したこと等により申請を行うときは、「⑩特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日および雇用保険加入の有無を記入してください。

※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。

② 災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害）を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。

※ 災害による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。

(4) 「⑩備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。

① 申請を希望する年度中の一部の期間（失業後の期間等）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。

※ 一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。

② 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。

③ 申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。

2. 添付書類について

(1) この申請書には、年金手帳（氏名の記載ページ）の写しもしくは基礎年金番号通知書の写しを添付または原本の提示をしてください。ただし、初めて国民年金の資格を取得された方が、資格取得届の届け出と同時にこの申請書を提出される場合は、添付の必要はありません。

(2) この申請書には、在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）を添付してください（学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、このコピーの添付は不要です）。ただし、各種学校（修業年限が1年以上の過程に限る）にあつては、修業年限が1年以上の過程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は必要ありません）を添付してください。

なお、過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付してください。

(3) 失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。

また、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。（※②から⑤までについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。）

① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー

② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書

③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるものに限る。）

④ 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるものに限る。）または廃止届証明書

⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類

(4) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください（当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です）。

3. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等がこの申請書を提出した時に申請したこととなります。

4. 学生納付特例の承認を受けた期間に係る保険料の追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申出により保険料をあとから納めること（追納）ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ取扱いになります。追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月（古い月分）から納付することとなります。

5. 留意事項

(1) 20歳になられたばかりで加入の手続きをされていない場合は、加入の手続きをされた上、学生納付特例の申請をしてください。

(2) 海外留学（おおむね1年以上）している期間は、強制加入の対象ではないため学生納付特例の申請ができません。

(3) 申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

(4) 申請日以降に、申請期間にかかると保険料を納付された場合は、後日お返し（還付）します。申請日以降に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。

(5) 申請が如下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。

(6) 学生納付特例の承認期間中に学生でなくなった場合は、必ず学生納付特例の不該当の届出を行ってください。

(7) この制度の対象となる学生等ではないことが事後に判明したときは、改めて免除・納付猶予申請書の提出をお願いすることになります。その場合、この申請を受理した日に国民年金保険料免除・納付猶予の申請があつたものとみなします。

(8) 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

(表面)

基礎年金番号

第 号
平成 年 月 日

日本年金機構理事長

国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書

平成 年 月から平成 年 月までの間
の国民年金保険料の特例を承認します。

郵便はがき

料金後
納郵便

様

〒XXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

TEL XXX-XXXX-XXXX

日本年金機構 ○ ○ ○ 事務センター

裏面もご覧ください

(裏面)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると提起できません。

○ 学生納付特例の承認を受けた期間については、10年以内(平成27年4月分は平成37年4月末まで)であれば、保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合の追納保険料の額は、その当時の保険料額に追納加算額を加えた額となります。

○ 追納しない場合、老齢基礎年金の受給期間に算入されますが、将来受け取る年金額には反映されません。

1504 1016 011

5 追納関係

5-① 国民年金保険料追納申込書 … P40

5-② 国民年金保険料追納勧奨状 … P41

※ 免除等が承認されてから2年目、9年目などのタイミングで送付されるもの。

書込申納追料保険件民困

面	嘴	1	上
6	2	4	

嘴 面

1. □の欄内に文字は楷書ではっきりと記入してください。
2. ★印の欄は、該当する項目を○印で囲んでください。
3. ※印の欄は、記入する必要はありません。

欄に記入をしてください。

① 基礎年金番号				② 生年月日			
		—		★ 5. 昭和 7. 平成		年 月 日	
申込1				③ 分割(希望)区分			
③ 期間(白)		期間(至)		④ ※ 種別		⑤ ※ 納付期限	
年	月	年	月				
申込2				⑥ 分割(希望)区分			
⑦ 期間(白)		期間(至)		⑧ ※ 種別		⑨ ※ 納付期限	
年	月	年	月				
申込3				⑩ 分割(希望)区分			
⑪ 期間(白)		期間(至)		⑫ ※ 種別		⑬ ※ 納付期限	
年	月	年	月				
申込4				⑭ 分割(希望)区分			
⑮ 期間(白)		期間(至)		⑯ ※ 種別		⑰ ※ 納付期限	
年	月	年	月				

申込み後に承認された場合は、**通知書と納付書**が送付されます。

追納は古い月分から納めなければなりません。

※新しい月分を納められたときは、保険料を還付することになります。

納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。

※期限を超えたときは、納められた保険料を還付することになります。

⑮ ※	申	込	年	月	日
7. 平成					

◆氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。

住所を変更したとき

住 所 地					
(2)		現 住 所 地			
(20) 郵便番号	市区町村 ※コード	(21) ナリカナ			
—					
前 住 所 地		(22) 住所変更年月日			
		7.平成 年 月 日			

氏名を変更したとあり

② 変更後氏名		変更前氏名		③ 氏名変更年月日		
フリガナ		フリガナ		年	月	日
				7. 平成		

送信

欄に記入をしてください。(自署の場合は押印不要です)

上記のとおり申込みします。

平成 年 月 日

日本年金機構理事長 おて

住所

氏名 2015.2

12-9-1

年金事務所受付印

(表面)

41(5-②)

国民年金追納勧奨状（シーラーハガキ）

0.5インチ (12.7 mm) 4.0インチ (101.6 mm) 4.0インチ (101.6 mm) 4.0インチ (101.6 mm) 0.5インチ (12.7 mm)

1.0インチ (25.4 mm)

6.0インチ (152.4 mm)

(裏面)

**国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。**

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネットサービス」をご利用ください。
ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

開封方法
①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

① ②

ご案内は内側にあります。

国民年金保険料の納付を免除または猶予されていた方へ、保険料追納のお知らせです

「免除期間」や「若年者納付猶予の期間」あるいは「学生納付特例の期間」の保険料については、あとから納めること(追納)ができます。追納することによって、老齢基礎年金の受取額を満額に近づけることができます。

国民年金保険料の免除、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間から10年以内(例えば平成18年3月分は平成28年3月末まで)であれば、保険料を追納することができます。

追納しなかった場合の年金額

全額免除期間	8分の4の年金額 (平成21年3月分までは6分の2)
4分の3免除期間	8分の5の年金額 (平成21年3月分までは6分の3)
半額免除期間	8分の6の年金額 (平成21年3月分までは6分の4)
4分の1免除期間	8分の7の年金額 (平成21年3月分までは6分の5)
若年者納付猶予および 学生納付特例の期間	年金額に反映されません (支給資格期間(25年)の計算対象にはなりません。)

A面およびB面について

○A面には、記載されている年度のお客様の国民年金保険料免除等の状況、B面には今年度中に追納する場合の保険料額を表示しています。

○追納保険料額は、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目分より、その当時の保険料額に追納加算額を加えた額となります。

○追納は、原則追納が可能な一番古い保険料の月分から順番に納めることになります。
※全ての追納可能な期間が表示されていない場合があります。

○追納する場合は別途「国民年金保険料追納申込書」の提出が必要です。申込書は日本年金機構ホームページから印刷できます。

○その他ご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所へご相談ください。

1504 1016 027

13.0インチ(330.2mm)

6mm 1mm

背景「Japan Pension Service.」